（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第四十八条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第二条の二　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の項の次に次のように加える。

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）	第七十四条第八項	処分通知等

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法の施行の日前に改正法第一条の規定による改正前の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「旧情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して改正法附則第三十九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する申請等が行われた場合において、同日以後に改正法附則第三十九条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「新租税特別措置法」という。）第九十七条の規定により当該申請等に係る同条の証明書の交付の請求があったときは、当該申請等を改正法第一条の規定による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下この条において「新情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた新租税特別措置法第九十七条に規定する申請等とみなして、同条の規定及び第二十条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第五十四条第二項の規定を適用する。

2　改正法の施行の日前に旧情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十八条の規定による送付が行われた場合において、同日以後に同法第十九条第一項の規定による当該送付に係る地図及び簿冊の認証の請求があったときは、当該送付を新情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた国土調査法第十八条の規定による送付とみなして、第十三条の規定による改正後の国土調査法施行令第十六条第二項ただし書の規定を適用する。

第三条　令和二年九月三十日までの間における第一条の規定による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第五条の規定の適用については、同条の表第二号下欄中「次のいずれかに掲げる措置」とあるのは「ロに掲げる措置」と、同表第三号下欄イ中「次のいずれか」とあるのは「⑴又は⑵」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の項第二号中「第二十二条第四項及び第六項」を「第二十二条第二項及び第四項」に改める。

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第五条　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表第七条第二項の項を削り、同表第七条第三項の項中「第七条第三項」を「第七条第二項」に改め、同表第七条第四項の項及び第十五条第四項の項を削る。

（危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第六条　危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（消防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第七条　消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成三十七年六月三十日」を「令和七年六月三十日」に改める。

（国税通則法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第八条　国税通則法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同項第二号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

（水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第九条　水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「平成三十四年九月三十日」を「令和四年九月三十日」に改める。

（法務局における遺言書の保管等に関する政令の一部改正）

第十条　法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第六条第三項」を「第六条第二項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
法務大臣臨時代理
国務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓
防衛大臣　河野　太郎

関税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十四号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条の規定並びに関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項ただし書、同条第六項及び同法第七条の六第五項において読み替えて準用する同法第七条の三第四項、同法第七条の三第七項（同法第七条の五第二項、第七条の六第六項及び第七条の八第三項において準用する場合を含む。）、第七条の五第一項第一号、第七条の六第一項第一号及び第二項ただし書、第七条の八第一項、第二項、第四項及び第五項、第七条の九第三号並びに第八条の六第一項の規定に基づき、この政令を制定する。